

## 令和5年度 社会福祉法人指導監査結果

和古川市は、令和5年度に所轄の社会福祉法人37法人（令和5年4月1日現在）のうち11法人の指導監査を行いました。その結果、是正又は改善を要する事項（指摘事項）として、以下の点が見受けられました。講評も併せて記載していますので、今後の法人運営の参考としてください。

### 監査実施状況一覧

対象数	実施数	文書指摘	(文書指摘内訳)	口頭指摘	(口頭指摘内訳)
37 法人	11 法人	11 法人	法人運営 17 件	8 法人	法人運営 13 件
		29 件	事業 0 件 管理 12 件	17 件	事業 0 件 管理 4 件

※文書指摘・・・国の指導監査ガイドラインの指摘基準に該当する事項

口頭指摘・・・違反の程度が軽微である事項または文書指摘を行わなくても改善が見込まれる事項

### 主な文書指摘事項及び講評

#### ■法人運営

##### 【指摘事項】

- 評議員の選任手続きにおいて、就任承諾書を記載した日付の記入漏れがあり、評議員の就任の意思表示があった日が確認できなかった。

根拠：法第39条、ガイドラインI-3-(1)-1

##### 【講評】

⇒評議員の選任にあたっては、評議員の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できるようにしてください。

- 評議員会を連続して欠席している評議員が見受けられた。

根拠：ガイドラインI-3-(1)-2

##### 【講評】

⇒評議員が出席できるよう評議員会の日程について、事前に調整するなど工夫してください。また、引き続き評議員会への出席が難しい場合、評議員の交代を検討してください。

- 評議員会を決議の省略により行う議案について、理事会で決議されていることが確認できなかった。

根拠：法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条、ガイドラインI-3-(2)-1

##### 【講評】

⇒評議員会の招集（決議の省略を含む）については、理事会の決議を経るようにして

ください。

- 評議員会について、議題と記録していた内容が一致していなかった。

根拠：ガイドライン I-3-(2)-3

【講評】

⇒議事録は、記載された事項の全てについて、関係書類と併せて内容の確認ができるよう明確に記載してください。

- 監事の選任手続における欠格事項確認書の確認日及び就任承諾書の承諾日の記載が漏れているものがあった。また、就任承諾書に誤った任期が記載されているものがあった。

根拠：法第 45 条、ガイドライン I-5-(2)-1

【講評】

⇒確認書及び就任承諾書の提出を受けるに当たっては、記載漏れがないよう注意してください。

- 理事会を招集する者は、理事会の日の 1 週間（中 7 日間）以上前までに各理事及び各監事に対してその通知を発出しなければならないが、1 週間を下回る期間で発出されていた。

根拠：ガイドライン I-6-(1)-1

【講評】

⇒理事会の開催にあたっては、理事会の日の 1 週間（中 7 日間）以上前までに招集通知を発してください。

- 理事会において、評議員会を参集して開催することを決議していたにもかかわらず、決議省略の方法により決議していた。

根拠：法第 45 条の 9 第 10 項で準用する一般法人法第 181 条第 1 項、ガイドライン I-6-(1)-2

【講評】

⇒法人によれば、当初は参集する予定だったが、決議省略の方法に変更したとのことでしたが、このような場合でも、決議省略の方法によることについて、改めて理事会で決議してください。

- 理事会の決議の省略手続において、監事は理事会における議決権を有しないため、決議の目的である事項の提案について同意できないにもかかわらず、監事から同意書を徴していた。

根拠：法第 45 条の 14 第 9 項で準用する一般法人法第 96 条、ガイドライン I-6-(1)-2

**【講評】**

⇒監事からは、同意書ではなく提案に対し異議がない旨の確認書を徴してください。

- 定款施行細則別表1において、理事長が専決できる額は「1件の予算執行額が100万円以上1,000万円未満の契約を締結すること」とされるところ、理事長が専決できる額を超えているにも関わらず、理事会で決議をしていなかった。

根拠：ガイドラインI-6-(1)-2、入札通知1(5)、定款施行細則

**【講評】**

⇒理事長の専決権を超える契約を締結するに当たっては、理事会で決議してください。  
なお、理事長の専決権を判断する際の契約額は「契約期間の総額」によることとし、単価による契約については、単価の予定価格に購入予定数量を乗じて得た額としてください。

- 理事長の職務の執行状況について、定款により「毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない」と定められているが、規定どおり報告を行っていなかった。

根拠：法第45条の16第3項、ガイドラインI-6-(1)-4

**【講評】**

⇒理事長の職務の執行状況は、定款の規定どおり行ってください。

- 定款第17条第3項において「理事長及び業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない」と規定しているが、令和4年度及び令和5年度の理事会議事録を確認したところ、業務執行理事が職務執行の報告をしていないことが認められた。

根拠：法第45条の16第3項、ガイドラインI-6-(1)-4、定款

**【講評】**

⇒定款に規定する間隔で職務執行状況に係る報告を行うとともに、報告資料とあわせて報告内容を議事録に明確に記録してください。

- 評議員及び役員の費用弁償について、役員等費用弁償規程により「会議に出席するときは、その費用を弁償する」と定めて定額の費用弁償額を支給しており、定款の規定による無報酬となっていなかった。

根拠：ガイドラインI-8-(2)-1、定款、役員等費用弁償規程

**【講評】**

⇒評議員会等の出席のための交通費は、実費相当額を超えて支給する場合、報酬等に含まれるため役員等費用弁償規程を見直してください。

- 理事の報酬について、役員等報酬規程で規定した支給基準以上に報酬が支払われていた。

根拠：法第 45 条の 35 第 3 項、ガイドライン I-8-(3)-1、役員等報酬規程

**【講評】**

⇒役員等の報酬は、役員等報酬規程に基づき支給してください。

- 理事長退職金について、役員報酬規程に規定されていないにもかかわらず、積立てを行っていた。

根拠：法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号、法規則第 10 条第 1 項、ガイドライン I-8-(2)-1、役員報酬規程

**【講評】**

⇒理事長退職金を支給するのであれば、支給額の根拠を定め、報酬等の支給の基準として公表してください。

- 令和 4 年度及び令和 5 年度に複数回、決議省略の方法により評議員会の決議を行っていたが、理事会で必要事項の決議が事前にされていなかった。

根拠：法第 45 条の 9 第 10 項で準用する一般法人法第 181 条第 1 項、ガイドライン I-6-(1)-2

**【講評】**

⇒決議の省略の方法による場合であっても、①決議省略の方法によること、②評議員会の目的である事項があるときは当該事項、③評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となっているものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）を理事会において漏れなく決議してください。

**■管理**

- 基本財産(建物)について、登記簿謄本と照合したところ、定款の記載と齟齬が認められた。

根拠：法第 25 条、ガイドライン III-2-(1)-1、定款

**【講評】**

⇒所有する基本財産の登記簿謄本と定款を照合の上、登記簿又は定款変更の手続きを行ってください。

- 経理規程では、工事請負契約について、予定価格が 250 万円を超える場合は、3 者以上の業者から見積りを徴し比較して適正な価格を判断しなければならないが、契約を行った業者以外の見積書が見当たらなかった。

根拠：ガイドライン III-3-(2)-1、経理規程

**【講評】**

⇒経理規程に基づき適正に事務処理をしてください。

- 小口現金について、経理規程では小口現金の限度額を拠点区分ごとに規定しているが、限度額以上の小口現金を保管していた。

根拠：ガイドラインⅢ－３－（２）－１、経理規程

【講評】

⇒実態に即し小口現金の限度額を上げるなど経理規程を改正するか、現行の経理規程を遵守してください。

- 平成 29 年度社会福祉法人制度改革に伴い、社会福祉法が改正されたが、その内容が反映されていない定款施行細則を使用していた。

根拠：ガイドラインⅢ－３－（２）－１

【講評】

⇒社会福祉法の改正に則った内容となるよう、定款施行細則を全面的に見直してください。

- 借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債務について、貸借対照表日の翌日から起算して 1 年以内に支払の期限が到来するものは流動負債に属するところ、該当借入金返済額を流動負債「1 年以内返済予定設備資金借入金」に計上していなかった。

根拠：ガイドラインⅢ－３－（３）－２、運用上の取扱い 6

【講評】

⇒次期貸借対照表においては適切に計上してください。

- 貸借対照表の「その他の固定資産」について、財産目録では出資金となっているが、出資していることを示す証券等がないものが見受けられた。

根拠：ガイドラインⅢ－３－（３）－３

【講評】

⇒出資先に確認の上、出資していることを示す書類を徴取し、保管してください。

- 計算書類の注記について、注記すべき事項のうち、「15 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」の記載がなかった。

根拠：ガイドラインⅢ－３－（５）－１、会計省令第 29 条

【講評】

⇒注記すべき事項を確認の上、正確に記載してください。なお、当該事項に該当がない場合は、項目名を記載し、「該当なし」と記載してください。

- 有価証券の管理について、経理規程では「9 月末日、3 月末日及び必要と思われるときに、有価証券の時価と帳簿価額の比較表を作成し、理事長に報告しなければならない」としているが、3 月末日のみの報告としていた。また、報告先については施設長への報告となっていた。

根拠：ガイドラインⅢ－３－（２）－１、経理規程

**【講評】**

⇒有価証券は、経理規程に基づき管理してください。

**【根拠】**

法 : 社会福祉法  
法規則 : 社会福祉法施行規則  
一般法人法 : 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律  
ガイドライン : 「指導監査ガイドライン」  
会計省令 : 社会福祉法人会計基準  
入札通知 : 社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて  
運用上の取扱い : 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて